

檜枝岐村地域おこし協力隊募集要項

令和3年10月1日

檜 枝 岐 村

福島県檜枝岐村は、尾瀬国立公園に代表される豊かな大自然を擁し、裁ちそばなどの固有の食文化と檜枝岐歌舞伎などの歴史的な文化を育んでいます。村はこれまで、地域と一体となって「持続可能な村づくり」を目標に、檜枝岐村の地域の産業振興と雇用の安定確保を促進してきました。

しかしながら、当村地域は少子高齢化による人口減少と、東日本大震災に起因する原子力災害の風評による観光客の減少等、厳しい状況が続いております。

このような状況を改善するため、地域の魅力を生かした「観光誘客」による交流人口の拡大と、地域の特色を生かした「商品開発」による地域産業の振興を最重要課題と位置づけ、この取組をより効果的に実施するためには、広域的な視野を持ち、これまでにない柔軟で新たな視点が不可欠となります。

そこで、当村地域に移住し、地域の魅力を外部の視点で発掘し、磨き上げ、情報発信、観光誘客、商品開発によるブランド強化等につなげ、地域に定住するための職を見つけていただけるような人材を「檜枝岐村地域おこし協力隊」として下記のとおり募集します。

なお、本募集要項及び応募申込書等は、檜枝岐村のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.hinoemata.lg.jp/kanko/shinko/000056.html>

1 名称、採用予定数及び業務内容

(1) 名 称 檜枝岐村地域おこし協力隊

檜枝岐村会計年度任用職員（フルタイム）として、檜枝岐村役場の観光関係部署または尾瀬檜枝岐温泉観光協会、教育委員会に勤務することとなります。

(2) 採用予定数 若干名

(3) 業 務 内 容

檜枝岐村観光課、観光施設事業所、教育委員会や尾瀬檜枝岐温泉観光協会の職員として、県、村、団体等が共同して行う、檜枝岐村の観光資源の発掘・観光誘客対策や新商品の開発・PR活動など、観光を中心とした産業振興、各種イベント等の企画、運営に当たります。

ア 業務詳細

・観光振興対策

イベントへの参画と事業検証、企画立案
観光情報発信（SNS等への投稿）
土産物や体験型の旅行商品の開発
冬期観光資源の研究、発掘、企画、PRなど
これらのPDCAサイクルによるコーディネート

・鳥獣被害対策

害獣駆除、防護ネット等設置活動

・文化・伝統芸能継承活動

檜枝岐歌舞伎「千葉之家花駒座」の座員として檜枝岐歌舞伎の継承活動への参加
裁ちそばをはじめとする郷土料理の伝承及び技術の取得
檜枝岐村の文化、歴史等の調査及び資料管理

・人材育成

尾瀬ガイド等の実践（希望者には認定ガイド資格取得を支援します。）
実際のガイド料の一部を収入とすることができます。

・地域定住の促進事業

定住のための調査、研究及び研修を支援します。
定住のために必要と思われる資格の取得を支援します。
業務に支障のない範囲での兼業、副業を認めます。

・住民生活支援活動

除雪困難世帯の除雪協力

イ 期待する成果

- ・継続性のある交流人口の拡大と地域経済の活性化
- ・新商品開発と販路開拓による地域経済の活性化
- ・若手人材の確保による地域の活性化
- ・人材の定住化による地域の活性化

なお、業務に伴う書類の作成や連絡調整に当たっては、パソコンを使用します。
また、移動に当たっては自ら乗用車を運転します。

2 勤務条件（標準）

- (1) 任用期間 毎年4月1日から翌年3月31日までとします。年度の途中で任用された場合は、任用された日の属する年度の末日までとなります。

活動実績により、最長3年まで延長することができます。

- (2) 給料等 年額 2,400,000 円以上 年額を 12 等分して毎月支払います（期末手当あり）。

※社会保険料等の個人負担分は差し引かれます。

住居は檜枝岐村が準備します。家賃は村で負担しますが、光熱水費、通信料、燃料費等は自己負担となります。

- (3) 勤務先 檜枝岐村観光課、観光施設事業所、温泉・特産事業所、教育委員会、尾瀬檜枝岐温泉観光協会

- (4) 勤務日 1週間につき5日以内で1ヶ月ごとに勤務を割り振ります。

土、日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは休日となりますが、必要に応じ休日等の勤務もあります。その場合は休日を振り替えます。

- (5) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までを基本とします。

（1日につき7時間45分を超えない範囲において、1週間につき38時間45分以内で始業時刻及び終業時刻を別途割り振ります。また、休憩は1時間とします。）

- (6) その他 年次有給休暇等があります。

加入保険は下記のとおりです。

任用1年目：健康保険、厚生年金保険、雇用保険

任用2年目以降：共済組合、総合事務組合

任用期間満了後も檜枝岐村に定住するための活動（尾瀬ガイド活動、有害鳥獣駆除または農林業に関する活動などの副業も含む。）を奨励します。

3 応募及び採用

- (1) 応募期間 随時。

受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。（郵送可）

- (2) 応募要件 次のアからオまでのいずれにも該当する方が応募できます。（学歴・男女を問いません。）

ア 檜枝岐村の振興・活性化に強い志を有し、応募の時点で年齢 20 歳以上、40 歳未満の心身共に健康な者

イ 応募の時点で、3 大都市圏内の都市地域（※1）又は地方都市（条件不利地域（※2）を除く）に居住する者、又は、これまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解職から1年以内である者で、採用後、勤務地である檜枝岐村に住民登録し、生活の拠点を移すことが可能な者

※1 「3 大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※2 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域を有する市町村とする。

①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

詳しくは、総務省地域おこし協力隊のページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c- gyousei/02gyousei08_03000066.html

ウ 普通自動車免許を有し、県内及び近隣県への運転業務に支障がない者

エ ワード、エクセル、パワーポイントの基本的な操作ができる者

オ 地域住民や関係団体と積極的にコミュニケーションを図り、活動に意欲を持って取り組める者

ただし、次のキからケまでのいずれかに該当する方は、応募できません。

キ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ク 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(3) 応募方法

採用を希望される方は、檜枝岐村地域おこし協力隊申込書を、(5)の申込み先に直接持参するか、又は郵送してください。（「配達記録」等により、確実に応募書類の配達を確認できる手段の利用をお勧めします。）

なお、応募書類の返却はいたしませんのでご了承ください。提出された履歴書の個人情報、個人情報保護条例により、厳重に管理します。また、

取得した個人情報 は採用のためだけに使用し、目的以外に使用することはありません。

(4) 選考方法

第1次選考を書類選考で行います。結果を応募受付後一週間程度で応募者に文書またはメールで通知します。その後第2次選考を面接で行います。

ア 面接は

第1次選考から10日以内をめどに実施します、実施場所などの詳細は、1次選考合格者に別途お知らせします。(旅費の一部を補助します。)

採否は第2次選考から10日以内に履歴書に記載された現住所(別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先)へ郵送にて本人あて書面でお知らせします。

イ 採用

可能な限り、採用決定日の翌年度4月1日の着任をお願いいたします。

(採用者の事情には個別に対応いたします。)

ただし、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、着任時期が変動する可能性もあります。ご了承ください。

(5) お問い合わせ・申込み先

檜枝岐村総務課(担当:星)

福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原880

電話:0241-75-2500

E-mail:planning@vill.hinoemata.lg.jp

【郵送の場合】

〒967-0525

福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原880

檜枝岐村総務課長 宛